

## 第33回生産物分類策定研究会における主な御意見とその対処方針

資料 1-1 No.	御意見	対処方針（案） （対処方針の新旧対照表は資料1-2を参照）
8	<p>● <b>パソコン（ノートブック型）、その他の端末</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマートフォンは携帯電話機の項目に含まれるという理解で良いか。現在ではスマートフォンとパーソナルコンピュータは境界があいまいになっていると考えられる。</li> <li>○ 携帯電話機の項目に含まれる生産物の主流はスマートフォンであると思われる。スマートフォンは電話機能のあるタブレットとも言える。用途や機能を踏まえるとパーソナルコンピュータの分類項目の修正とは別に、今後の検討課題としたい。</li> <li>○ 「パーソナルコンピュータ」とミッドレンジコンピュータ、ワークステーションをはじめとした「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）」の分類項目の違いは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左記の御意見を踏まえ、スマートフォンの取扱いについては生産物分類次期改定への検討課題としたい。なお、今回の修正は30120303「携帯電話機、PHS電話機」の項目名を「<u>スマートフォン、携帯電話機、PHS電話機</u>」へ変更することとしたい。</li> <li>○ 御質問のあった「パーソナルコンピュータ」と「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）」の違いについては、席上配付資料の「No.8（宿題返し）ミッドレンジコンピュータとパソコンの違いについて」を参照されたい。</li> </ul>
21	<p>● <b>マーケットプレイスの生産物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の国際標準産業分類（ISIC）の改定において、インターネットを経由した宿泊や配達飲食に関する仲介サービスは、旅行業や飲食業などそれぞれに産業に分類されることとなったが、我が国における取り扱いはどのようになっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2022年12月のISIC第5版の全構造案において、「ほとんどの仲介サービス活動はデジタル技術によって促進されているが、ISICではデジタル化を分類の基準として使用しないことで合意した。（略）いわゆる「デジタル仲介プラットフォーム」は、ISICにおいて、他の手段（対面、電話等）で同様の仲介サービスを提供するものと異なって取り扱われることはない。」とされており、この点については日本標準産業分類第14回の改定において特段改定に関する議論はされていないため、日本標準産業分類では現在もデジタル・プラットフォームについては大分類G-情報通信業に分類されるものと整理されている。</li> </ul>

<p>○ 配達飲食の仲介サービスは飲食店にはならないという理解か。</p> <p>○ 資料3-2の言葉の使い方において、「ウェブ情報検索・提供サービス」では「インターネット経由で」とあり、「マーケットプレイス提供サービス」では「インターネットを通じて」とあるが、使い分けが行われているのか。</p>	<p>○ なお、左記の御質問については、生産物分類では以下のとおりの整理となる。（資料1-1のNo.54に記載あり。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店が飲食物を提供するサービス 「持ち帰り飲食サービス」が該当する。</li> <li>・インターネットを通じて飲食物を提供する取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、飲食店等が登録する手数 「マーケットプレイス提供サービス」</li> <li>・自転車等（貨物軽自動車運送事業の範囲外の手段）により配達人（個人事業主）が配達する際の収入 「その他の道路貨物運送サービス」が該当する。</li> </ul> <p>○ 左記の御意見を受け、双方の分類の表現の違いについて、過去の議事を確認したところ、特段その2つに関して書き分けなどの注意や議論も特段行われていなかった。</p> <p>したがって、表現を修正しても特段の影響はないと考えられることから、説明文につき以下のとおり表現の統一を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ウェブ情報検索・提供サービス」の説明文 インターネットを通じてウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービス</li> <li>・「マーケットプレイス提供サービス」の説明文 インターネットを通じて、法人間、法人・個人間及び個人間の財・サービスの取引を仲介するシステムを提供するサービス</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

24	<p>● 「サードパーティーロジスティクスサービス」の分類項目名称の修正</p> <p>○ 現行の分類項目名称「サードパーティーロジスティクスサービス」について、項目名に「・」を入れて「3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）サービス」に修正するとのことだが、単語の意味を考慮すると区切るべき位置は1箇所であり、「サードパーティ・ロジスティクス」とすべきではないか。</p>	<p>○ 左記の御指摘のとおり修正することとしたい。 （現行の分類項目名） 「サードパーティーロジスティクスサービス」 （第33回生産物分類策定研究会における修正案） 「3PL（サード・パーティー・ロジスティクス）サービス」 （左記御指摘を踏まえた修正案） 「3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービス」</p>
48	<p>● 「会議室賃貸サービス」と「事務所用建物賃貸サービス」</p> <p>○ 「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の例示「× シェアオフィス（時間又は日数単位で賃貸するもの）」は、1か月未満つまり31日未満という意味なのか。1か月以上の賃貸が「事務所用建物・スペース賃貸サービス」に分類されるのであれば、例示等で明確にすべきではないか。</p> <p>○ 契約期間が月単位以上のシェアオフィスが存在するのであれば、「シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの）」といったように例示する必要があるのではないか。</p> <p>○ 詳細分類の項目として「長期シェアオフィス」、「短期シェアオフィス」と分類してはどうか。</p> <p>○ 塾や料理教室など作業場としての利用も考えられるため、「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の項目名を「事務所用」から「事業用」としても良いのではないか。</p>	<p>○ 左記の御指摘を踏まえ、長期間又は短期間の賃貸サービスを区分した分類であることが明確になるように、賃貸期間の単位を具体的に明記することとする。 「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の例示に、「○ シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの）」を追加することとしたい。</p> <p>○ 左記の御指摘を受け、詳細分類「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の分類項目名を「事務所用」から「事業用」へ修正することを検討したが、以下の理由により現行のままとしたい。 （1）分類項目名を「事業用」に修正した場合、「事業」が及ぶ範囲を説明や内容例示に明記する必要があるが、「店舗」や「物流施設」との違いを明確に示すことが困難である。 （2）不動産賃貸物件の区分について、各事業所のホームページを確認したところ「事務所用」や「店舗用」と整理されることが多く、この区分が一般的と考えられた。さらに、用途による建物の種類について記載された法令を確認しても「事務所」、「店舗」とされているものが多いことから、調査の回答にあっても、「事務所用」、「店舗用」の区分の方が回答者負担も</p>

	<p>○ 詳細分類「会議室賃貸サービス」及び詳細分類「その他のスペース賃貸サービス」の例示に「× 劇場賃貸サービス」とあるが、詳細分類の名称「劇場式ホール賃貸サービス」と表記が異なるため統一した方が良いのではないかと。</p>	<p>少ないものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 不動産登記規則 (平成十七年法務省令第十八号)      第百十三条 建物の種類は、<u>建物の主な用途により</u>、<u>居宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、(略)</u></p> </div> <p>(3) また、「事業用」と表記することで収益を得ることを目的とした不動産を指す言葉と捉えられ、投資対象とされる居住用不動産も該当すると誤認される可能性も考えられる。(なお、居住用不動産の賃貸サービスは統合分類「住宅賃貸サービス」に分類される。)</p> <p>○ 現行の分類における詳細分類「会議室賃貸サービス」及び詳細分類「その他のスペース賃貸サービス」の×例示は、「劇場賃貸サービス」と表記されており、詳細分類名称「劇場式ホール賃貸サービス」と表記が異なっていた。</p> <p>左記の御指摘を踏まえ、詳細分類「会議室賃貸サービス」及び詳細分類「その他のスペース賃貸サービス」の×例示を詳細分類の名称と同様に「劇場式ホール賃貸サービス (時間又は日数単位で賃貸するもの)」に修正し、表記を統一することとしたい。</p>
64	<p>● 「<b>職業技能教授サービス</b>」と「<b>その他の教養・技能教授サービス</b>」</p> <p>○ 「IT技能・教養教授サービス」の説明に、「専修学校 (一般課程) ・各種学校による教授」とあるが、同じ専修学校でも資格取得を目的とする場合は「職業技能教授サービス」に分類されるという理解で良いのか。</p> <p>また、「IT技能・教養教授サービス」の需要先識別コードが「9 : 混在・不明」となっているが、これは企業が社員に資格を取得させることを想定した設定か。</p> <p>○ 生産物分類における「社会人リカレント教育」の取扱いはどのようなになっているのか。</p>	<p>○ 左記の御意見を踏まえ、IT技能・教養教授サービスの説明文を修正するとともに、需要先識別コードを「2 : 一般消費者向け」へ修正する。</p> <p>ちなみに、企業が社員に資格を取得させる場合は、「研修・職業訓練受託サービス」となる。</p> <p>○ リカレント教育は、働く個人が能動的に学ぶことを示す概念であり、個人が任意のタイミングで学習をし、仕事や生きていく上で役</p>

		<p>立つ知識・スキルの習得に努めることとされており、職業の資格取得に関するものは職業技能サービスに相当する。</p> <p>一方で、リカレント教育は大学及び短大並びに専修学校等でも行われており、MBA（経営学修士）等をはじめとした学位を取得する場合は、統合分類「高等教育サービス」に分類される。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------